

○学校体育施設開放事業の手引きについて（令和7年度～）

■学校体育施設利用の利用手順

【1】活動団体の登録（毎年度）

※規則第2条第2項（学校施設の開放）及び実施細則第5条（利用者登録）の要件を満たす団体に限り、毎年度、市に団体登録が可能

【2】利用日程の調整・決定

※団体登録後、利用期までに各施設（学校）の運営委員会の日程調整会議に出席し、利用日程を調整・決定

【3】施設利用

※利用日程決定後、各施設（学校）のルールに従い、施設を利用

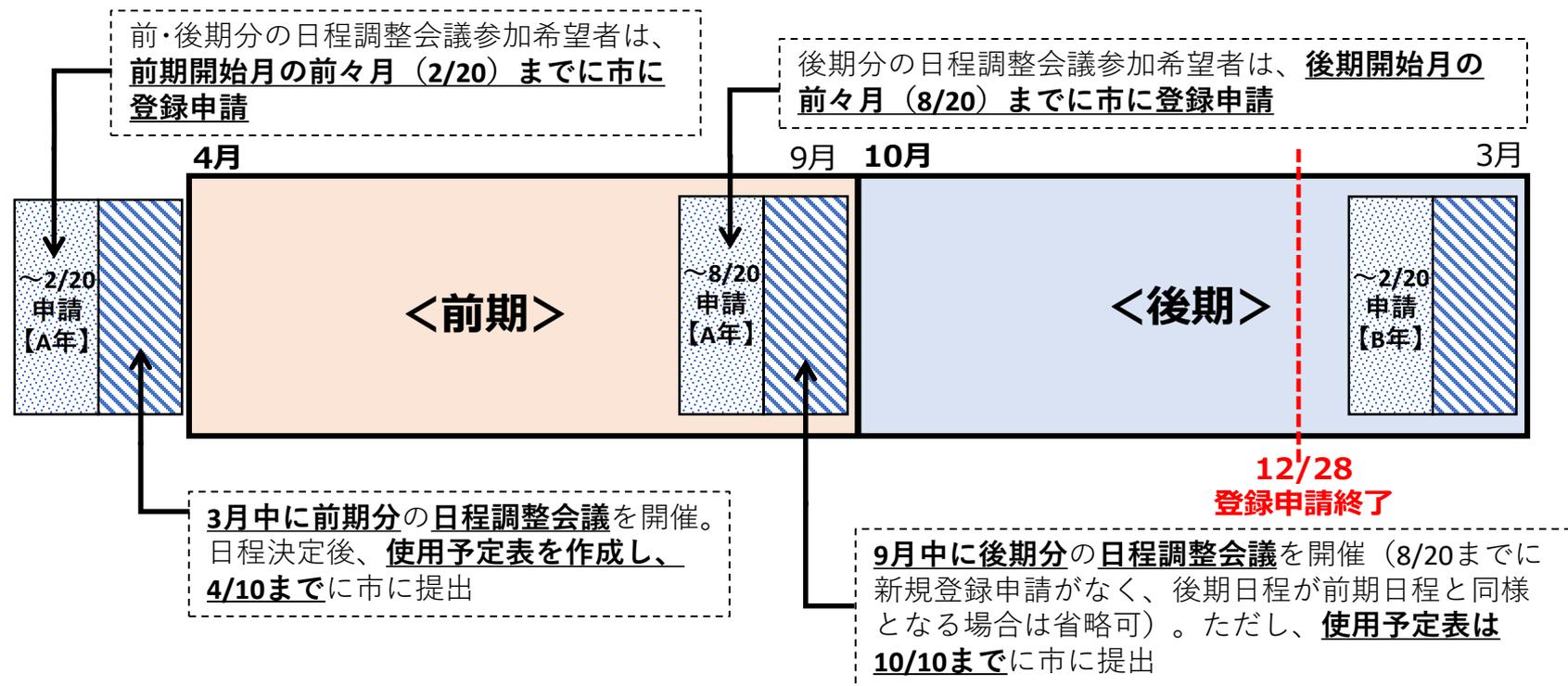
【4】実費の納付

※施設利用後、半期（前期・後期）毎に実費徴収要綱第3条（実費額）及び第4条（実費の免除）の費用を納付

※詳細については、「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則」及び「和歌山市立学校体育施設開放事業における体育館の実費徴収要綱」をご確認ください。

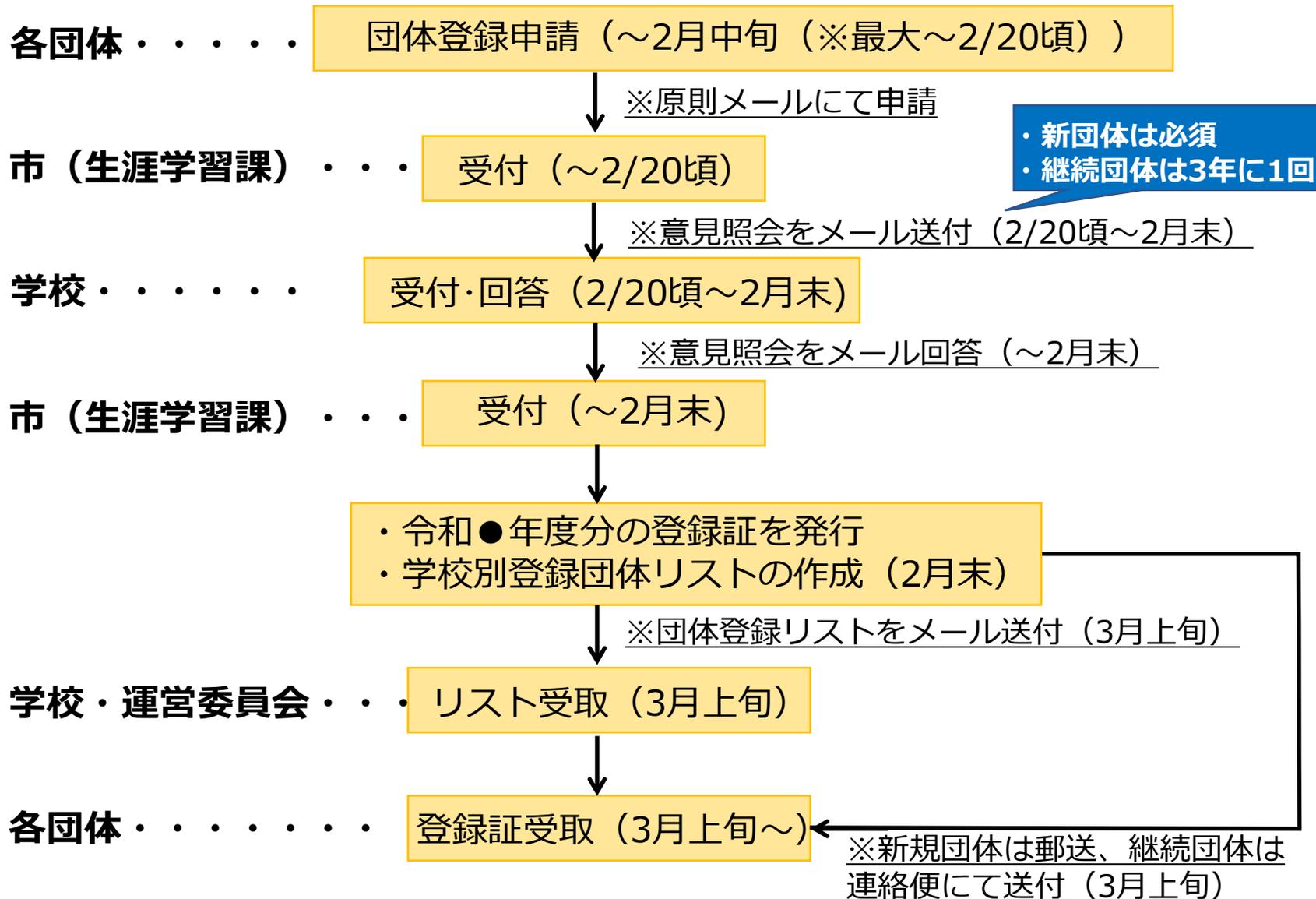
■ 学校体育施設利用の際のルール

- ・ 1年間を前期と後期の2期に分け、利用開始期までに日程調整会議にて日程を決定
- ・ より多くの団体に使用してもらえよう、利用団体は譲り合って日程を調整

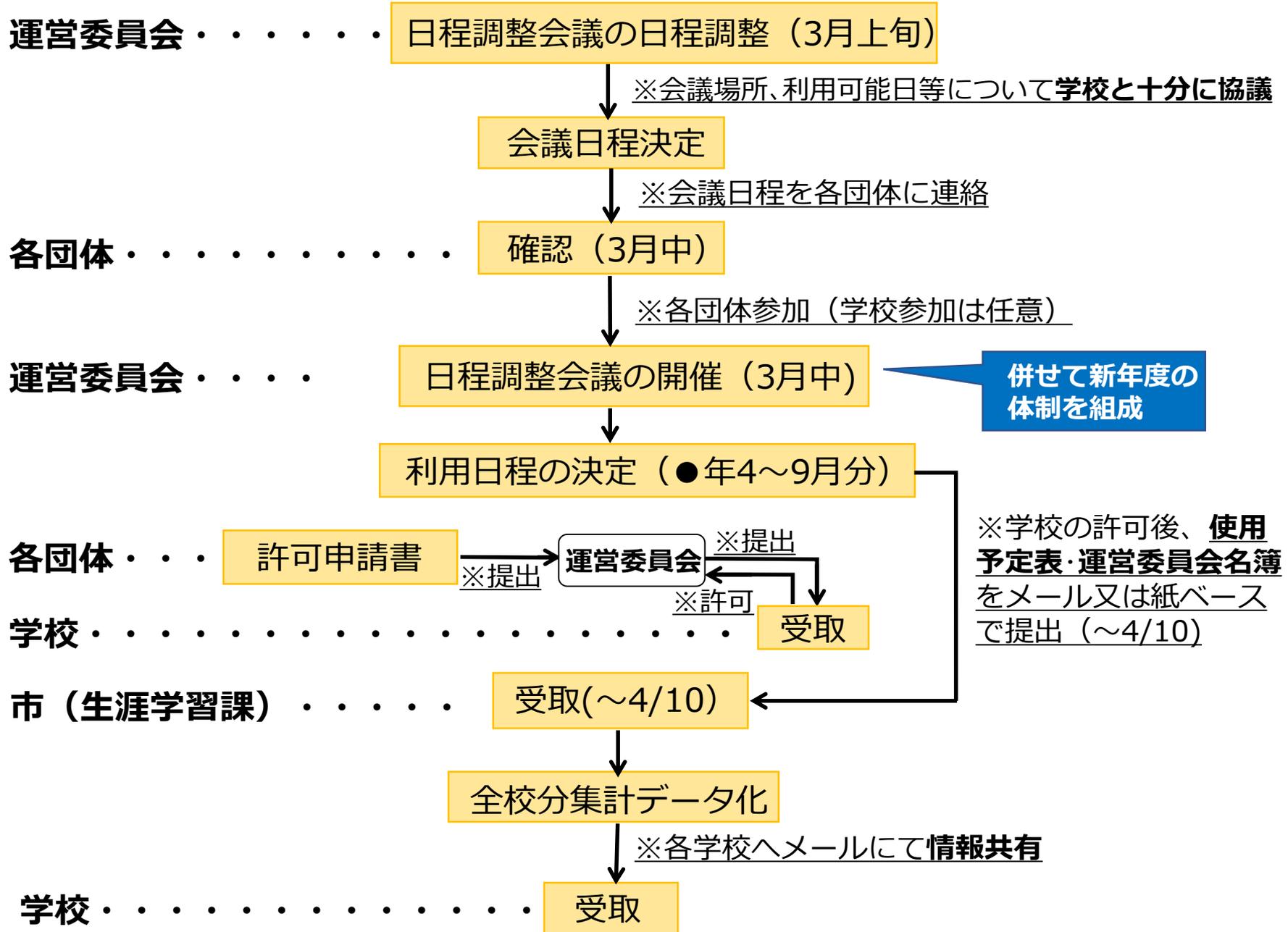


※2/20（前・後期分）又は8/20（後期分）までに登録申請ができなかった場合は、日程調整会議に参加できない。ただし、前期にあっては、日程確定後、利用可能日の有無に関わらず、追加登録申請を可能とし、後期にあっては利用可能日がある場合にのみ追加登録申請を可能とするが、毎学年12月28日をもって登録申請の受付を終了する。各期の日程確定後において、利用可能日が残っている場合は、追加登録団体も利用可能とする。その場合の日程決定については、運営委員長との協議により決定する。

■ 団体登録の流れ (※前期の場合の目安)

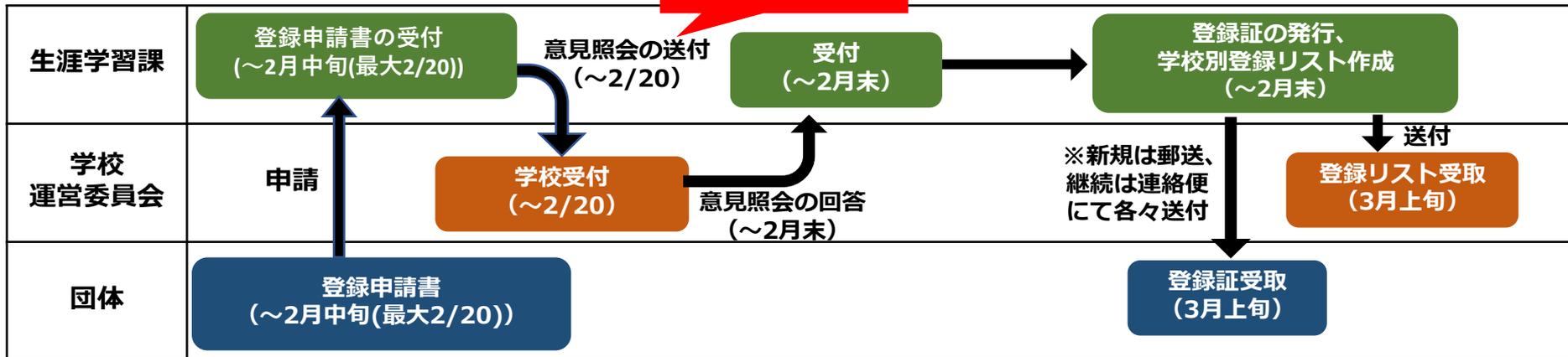


■ 日程調整会議の流れ（※前期の場合の目安）



<全体の事務の流れ>

○団体登録までの流れ



○日程調整会議までの流れ

